

## 小清水赤十字病院地域医療研修プログラム

### (1) プログラムの名称

小清水赤十字病院地域医療研修プログラム(2年次4週)

### (2) プログラムの目的と特徴

赤十字の精神のもとに、臨床医として必要な、医療・保健・福祉が一体になった地域包括の研修を通して、患者・家族のニーズを身体、心理、社会的側面から理解し、病院の医師としてだけではなく、地域で暮らす生活者の健康の管理者としての医師を養成する。

- ① 町内唯一の医療機関であるため、かかりつけ医として、プライマリ・ケアの役割を果たし他の二次医療機関とのスムースな連携が行える。
- ② 医療療養型病床を有しており、慢性期疾患の治療とりハビリテーションを行い、在宅介護支援センターを通して在宅介護を指導している。
- ③ 特別養護老人ホーム、養護老人ホームの配置医として老人医療を包括的に学ぶ体制ができており、併せて、訪問診療により在宅医療も学ぶことができる。
- ④ 健康相談、糖尿病教室、産業医活動、住民健診や職場健診など各種検診が行われており予防医療を疾患と関連付けて学ぶことができる。

### (3) プログラム責任者

伊藤嘉行(院長、内科、消化器科)

### (4) 研修目標

地域包括医療の概念を理解し実践できるために、プライマリ・ケア、在宅医療、老人医療、保健、福祉、介護の分野を含めた全人的な臨床能力を身に付ける。

### (5) 行動目標

北見赤十字病院臨床研修プログラムの行動目標の達成に努める。

#### ① 地域包括医療の理念と方法論

1. 地域包括医療の必要性の理解
2. 対象地域の健康問題の把握
3. 共に働く職種の役割の理解と協調性
4. 地域住民に対する共感
5. 保健医療福祉行政の現状の理解

#### ② 全人的アプローチ

1. 身体・心理・社会的側面から、患者・家族のニーズを把握
2. 予防的観点から、患者・家族のニーズを把握

3. 患者が豊かな人生を送れるように、医療のゴールを患者・家族と共に考える。
4. 適切な面接技法の修得
5. 患者の状況に応じた柔軟な対応ができる。

③ 日常診療マネージメント

I) 日常診療において適切な診療ができる。

1. 一般的な急性疾患患者の外来診療
2. 慢性疾患患者の診療日常生活指導・栄養指導・服薬指導
3. 救急患者の診療
4. 高齢者の診療
5. 感染予防・握手予防
6. 医療事故防止
7. 終末期医療

II) 患者及び家族に対し、インフォームドコンセントに基づいて治療法・各種ケア・各種制度活用などの説明ができる。

III) 基本的な医療器械の使用法をマスターし、管理ができる。

IV) 書類作成ができる。

1. 診療情報提供書
2. 介護認定のための主治医意見書
3. 各種診断書
4. 各種指示書

④ 在宅医療

1. 訪問診療

個人宅及び施設訪問 5回／4週

⑤ 介護保険への対応

I) 介護保険の仕組みを知り、そのサービスの体験及び支援を行う。

1. 介護認定のための主治医意見書作成
2. 要介護者への指導
3. 施設介護

⑥ 保健事業

1. 住民検診、学校検診、事業所検診、生活習慣病検診、日帰りドックなど各種検診の技能を研修し事後指導ができる。

2. 予防接種とその注意点
3. 健康相談への対応

⑦ 関係医療機関との連携(病診連携)

1. 他の医療機関への患者紹介・緊急時の搬送

## 2. 他の医療機関からの患者紹介に対する対応

### ( 6 ) 経験目標

- ① 外来、病棟部門において地域包括医療の基礎的な修得を目指す。
- ② 外来と病棟診療
- ③ 診察及び各種検診時の X 線写真の読影と消化器 X 線写真の撮影・読影等
- ④ CT 写真の読影、エコー診断
- ⑤ 訪問診療の帶同や一般診療との関連性の研修

### ( 7 ) 研修実施計画

#### 1) 期間

2 年次4週間

#### 2) 研修の実施方法

##### 1. 日常診療

指導医と共に外来（10日間／4週）・病棟において患者の診療を行い、  
地域医療における基本的な診療・治療・患者及び家族との人間関係等について研  
修する。

##### 2. 保健・福祉サービス

各部門の管理者・スタッフと共に行動し、患者さん、その家族と接して様々なサービ  
スについての知識と経験を積む。

##### 3. その他の研修で

各病棟のカンファレンス、読影会に参加し、症例の質と量の両面から研修を重ねる。

### ( 8 ) 指導体制

#### 1) 指導者

伊藤嘉行（院長・内科、消化器科）

#### 2) 指導体制の概要

- ・各分野の指導者を中心に周辺スタッフと共に指導を行う。
- ・それぞれの分野で連携を保ちながら効率のよい研修の達成を目指す。

### ( 7 ) 職務規定：当院の定めるところによる。